

ご利用
案内

外国人支援 ボランティアバンク

地域の国際交流、始めてみませんか？

防災訓練しましょう

私も参加したい！

ご利用受付中！

通訳・翻訳もできますよ

地域の皆さんと
お話したいです



Fukuoka City International Foundation

お問い合わせ

公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団

〒812-0025 福岡市博多区店屋町4-1 福岡市国際会館 1階

TEL:092-262-1744 / mail:gogaku-v@fcif.or.jp

<https://www.fcif.or.jp/language/volunteer-request/>



福岡市外国人総合相談支援センター (20言語対応)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

受付時間:8:45～18:00 / TEL:092-262-1799

■相談 ■法律相談 ■心理カウンセリング

■入国・在留・国籍に関する相談

Fukuoka City Consultation Support Center for Foreign Residents [Available in 20 languages]

Weekdays(Except national holidays and New Year's holidays)

Opening hours 8:45 - 18:00 TEL 092-262-1799

Consultation / Legal counseling / Personal Counseling

Consultation on Immigration, Residency and Nationality

連絡先 ▶ [福岡市外国人総合相談支援センター] <https://www.fcif.or.jp/en/#contact>

無料



公益財団法人

福岡よかトピア国際交流財団

Fukuoka City International Foundation

外国人支援ボランティアバンク制度

地域の国際交流をサポートします。ご利用お待ちしております。

「外国人支援ボランティアバンク制度」は、地域住民と外国人の相互理解・国際交流を促進するとともに、外国人が日本人とともに安全、安心に暮らせるように、多様なボランティア活動によるきめ細やかな支援を行うものです。

通訳・翻訳

学校等での通訳や、地域のお知らせなどの資料の翻訳をします。

▶ **行政書士の相談会、入学式や三者面談等での通訳**

▶ **チューター制度(外国人世帯への日常生活支援)**

学校等からの配布物やその他郵便物等の簡単な通訳・通訳、日常生活の相談(オンラインによる1対1の支援)

▶ **情報発信(外国人へ緊急情報、イベント情報等を周知)**

福岡市、福岡よかトピア国際交流財団が実施する事業等の情報発信(SNSの活用)

ボランティア
&
利用者の声

喜んでもらえて、
嬉しかった。
(ボランティア)

親身にサポートしてもらった。
また利用したい。
(利用者)



登録資格

- 福岡都市圏に在住する18歳以上の人
- 日本語及び外国語で日常会話以上の語学力を有する人
- ボランティアとしての活動時間を有する人

交流支援

地域住民と外国人の国際交流、外国人支援に関する事業等の企画・運営の支援をします。

▶ **公民館等が実施する地域住民と外国人の相互理解、国際交流に関する事業など**
(夏祭り、交流会など)

ボランティア
&
利用者の声

楽しく交流できた。
友達も増えた。
(ボランティア)



登録資格

- 福岡都市圏に在住する18歳以上の人
- 日本語及び外国語で日常会話以上の語学力を有する人
- ボランティアとしての活動時間を有する人

災害時外国人支援

災害時の外国人支援と災害に備えた防災訓練等での通訳・翻訳をします。

▶ **福岡市災害時外国人情報支援センターの運営協力**

ボランティア
&
利用者の声

研修制度もあり安心。
(ボランティア)



登録資格

- 福岡都市圏に在住する18歳以上の人
- 日本語及び外国語で日常会話以上の語学力を有する人
- ボランティアとしての活動時間を有する人
- 防災研修に参加できる人(年に数回)

ホストファミリー

外国人を家庭に招待し、日本の文化等への理解、交流を深める機会を提供し、友情を育みます。

▶ **ホームステイ**

宿泊、食事を伴う交流形態 [交流期間:原則1週間以内]

▶ **ホームビジット**

宿泊を伴わない交流形態 [交流期間:原則3か月以内]

ボランティア
&
利用者の声

日本に家族ができた。
(利用学生)

帰国後、また会いに来てくれた。
今も交流が続いている。
(ホスト)



登録資格

- 福岡都市圏に在住する20歳以上の人で、好意で外国人を受け入れられる家族であること
- 家族全員が受け入れに賛同していること
- 必要に応じて送迎に協力できること

ボランティア活動の利用対象者・活動例

利用対象者	活動例
自治協議会等	● 夏祭り ● 料理交流会 ● 防災訓練
福岡市(公民館、小学校、中学校、区役所等)	● 餅つき大会 ● 国際交流イベント ● 進路説明会
福岡市の外郭団体、その他財団が必要と認めるもの	● ワークショップの通訳 ● 市営住宅のルールの翻訳
福岡市に居住する外国人(チューター制度)	● 学校・保育園・幼稚園からの配布物、その他配布物の翻訳等

ボランティア活動をご利用される方は、**利用申請**をしてください。

利用の流れ

